

令和7年度 大宅中学校のきまり

1 登校・下校について

1. 8時00分から8時25分の間に登校して教室に入り、8時30分より静かに朝読書に取り組みましょう。
2. 原則、次の時刻には下校しましょう。
 - ・平日は16時00分、半日授業の日は13時30分とする。
 - ただし、生徒会活動・学級活動・部活動・補習など特別の場合はこの限りではありません。
3. 徒歩で通学する。自転車通学は禁止です。
4. 登校・下校時は、寄り道や買い物をしてはいけません。
5. 携帯電話を家庭の事情で持ってきた場合、登校後、その旨を伝え、必ず職員室へ預けましょう。
その際、携帯電話を触りながら登下校することは禁止です。
6. 使用していた教室の戸締りをしてから、下校しましょう。
7. 交通ルールを守りましょう。横断歩道を渡りましょう。横に広がったり、信号無視などをしてはいけません。

2 校内生活について

学習面

1. 着ベルを守り、正しい姿勢で真剣に授業に取り組みましょう。
私語をしたり、立ち歩いたり、授業をさぼったりなどして、他人の学習の邪魔をしない。
2. 着ベルとは、授業開始のチャイムが鳴るまでに学習準備を済ませて着席しておくことです。
3. 常に授業を受けやすい環境になるように、お互いに心がけましょう。
例えば、机やいすの整とん・黒板をきれいにする・窓を開けて換気するなど。

休み時間

1. 運動場や決められた場所以外では、遊んではいけません。
2. 運動場や校舎内で、危険な遊びをしてはいけません。
3. 昼食は必ず自分の教室で食べましょう。
 - (1) 昼食は給食を注文するか弁当を持ってくる。
 - (2) 昼食を持参できない場合は、おにぎりやパン等を買ってくる。
 - (3) 飲み物は、水・お茶・スポーツドリンクか紙パックのものにしましょう。
4. 登校後、下校時間まで外出してはいけません。

生活面

1. 廊下は走らず、安全面を考えて歩きましょう。
2. 廊下や教室内で他人に迷惑な行動をしてはいけません。
3. 物を壊したり、事故を起こした時は、速やかに担任の先生に報告して相談しましょう。
4. 電気設備・空調機器・放送機械などには触れてはいけません。
5. 防火扉・消火設備・火災報知器には、非常の場合を除いて手を触れてはいけません。
6. 金品や物品を拾ったり紛失した時は、すぐに学年の先生に伝えましょう。
7. 生徒同士での金銭の貸し借りや物品の売買をしてはいけません。

3 保健室の利用について

1. 保健室は原則として、休み時間に利用しましょう。
2. 保健室は体調不良または応急処置のために利用します。

4 美化について

1. 掃除当番は協力して、丁寧に行いましょう。また、清掃用具は大切に使い、決まった位置に片づけましょう。
2. 物を壊したり、落書きをしてはいけません。
3. 校舎入り口のマットで靴の土や砂を払い落としてから、校舎内に入りましょう。
4. 上靴で、校舎外に出てはいけません。

5 服装などについて

1. 指定の通学服で登校しましょう。
2. 登下校時はブレザーの上に防寒着を着用してもよいです。
3. 学校指定のセーターやベストを着用してもよいです。
4. 登下校時に着用するマフラーや手袋は、華美なものは避けましょう。
5. 体育の授業の際は、指定の体操服を着用しましょう。

6 持ち物について

1. 生徒手帳は常に持ってきましょう。
2. 学校で購入した教科書などの持ち物や水筒には、学年・組・氏名を記入しましょう。
3. 学校生活に必要でないもの（携帯電話・ゲーム・漫画など）や不要な金銭は持ってきてはいけません。
4. 金銭や貴重品を持ってきた場合は、登校時に職員室に預けましょう。

7 遅刻・早退・欠席・忌引きについて

1. やむを得ず遅刻した時は、職員室に寄り、その理由を学年の先生に届けましょう。
2. 早退などで途中から授業を休む時は、学年の先生に届けましょう。
3. 欠席する時は、8時00分から8時20分までに保護者に電話やすぐーるで連絡してもらいましょう。
※8時00分より前に連絡する場合は、すぐーるを利用してください。
4. 家庭に不幸があった時や伝染病が発生した時などは、速やかに担任の先生に連絡して下さい。
5. アルバイトは禁止です。
6. 忌引日数は以下の通りとします。
両親…7日以内 祖父母・兄弟姉妹…3日以内
おじ・おば…2日以内 いとこ・甥・姪…1日以内

8 その他

地震・火災・暴風雨など、非常事態が発生した場合は命を守る行動をしましょう。

改正規定

この「きまり」の改正は、生徒総会の二分の一以上の賛成による議決で発議され、職員会議の承認を得ることで成立する。職員会議で否決する時は、その理由をつけて生徒会に差し戻さなければならない。

職員会議は生徒総会の発議によらずしても、この「きまり」を改正することができる。

昭和62年4月2日制定

令和5年4月3日改定

令和6年4月1日改定

大宅中学校の服装

【ブレザー・スラックス・スカート】

- 学校指定のものを着用すること。
- スカート丈は短くしたり(膝上)、長くしたりしないこと。
- ベルトを着用する場合は、華美なものを避け、黒・紺・茶・白等の色にすること
- スラックスは、ずり下げて履かないこと

【ニットシャツ】

- 学校指定のものを着用すること。
- すそを出さないこと。

【インナーシャツ】

- 白・黒・グレー等の派手でないものを着用すること。
- ワンポイントは可とする。

【セーター・ベスト】

- 学校指定のものを着用すること。

【くつ下】

- 白・黒・紺・グレー等の派手でないもの。
- ひざ下までの長さのものに限る。
- ルーズソックス・レース・メッシュは不可。
- タイツ・パンストの着用は認める。

※色は、派手でない黒・グレー・ベージュ等のものにする。

【くつ】

- 運動に適したもの
- 校舎内では指定の上履きを使用する。
- かかとは踏まないこと。

【アウター】 ※ダウン・コート等

- 防寒着としての使用を認める。
- 必ずブレザーの上に着用すること。
- 華美なもの・高価なものは着用しないこと。

【防寒具】

- 登下校時に、マフラー・手袋等の着用は認める。

【頭髪】

- 大卒中学生としてふさわしい清潔感のある髪型にする。
 - 染毛・脱色・パーマ等の加工は禁止する。
 - ヘアワックス・スプレーなどの整髪料は使わない。
 - 前髪が目にかかるないように注意すること。
 - 髪をとめる場合は、装飾的なものを避け、ヘアゴム・ヘアピンを使用すること。
- ※単色なら、何色でも構わない。

【顔】

- ピアスはしない。
 - 化粧等の加工は行わない。
 - まゆ毛は適度に整える程度にとどめ、剃ったり、描いたりしない。
 - 乾燥を防ぐためのリップの使用は認める。
- ※色付きリップの使用は不可

【その他】

- 時計は持ってきててもよい。
- 登下校時に限り、夏場のハンディ扇風機の使用を認める。
- マニキュアをつける。
- ネックレス・ブレスレット・指輪等のアクセサリーはつけない。